

事案に関する報道内容について

●本事案について、各報道機関により報道された内容は次のとおり。

※ 被害者の氏名については、すべて「A さん」、容疑者の氏名についても、すべて「B 容疑者」と表記。

事案	内容	参照報道
1 被害者の発見	<p>○堺市中区深井水池町の集合住宅の一室で 21 日午前、住人の無職、A さん（63）の遺体が見つかり、大阪府警捜査 1 課は 22 日、司法解剖の結果、死因は肋骨（ろっこつ）の多発骨折による両側気胸だったと明らかにした。府警は全身に打撲痕があったことなどから、何者かに暴行を加えられたと判断し、殺人事件として捜査を始めた。</p> <p>○捜査 1 課によると、21 日午前 9 時半ごろ、ケースワーカーが A さん方を訪問。インターホンに応答がなく、玄関が無施錠だったため室内に入ったところ、室内の床であおむけに倒れている A さんを見つけた。A さんは現場で死亡が確認された。室内に荒らされたような跡はなかった。</p> <p>○司法解剖の結果、死亡推定日時は 20 日午前 9 時ごろ。遺体の打撲痕は背中など全身に及んでいた。</p>	<p>産経ニュース 「堺市の集合住宅で男性遺体、暴行の形跡も」 2022/11/22 配信</p>
2 B 容疑者の逮捕	<p>○大阪府警は 4 日、隣人の堺市中区深井水池町の無職、B 容疑者（32）を暴行容疑で再逮捕。「傷害や暴行と呼ばれることはしていない。じゃれ合う程度だ」と容疑を否認。</p> <p>○捜査 1 課によると、B 容疑者は昨年 10 月 15 日～11 月中旬、堺市中区役所の相談室や自宅マンションの通路などで計 11 回、A さんの肩や脇腹付近を拳で殴るなどした疑い。区役所内での 2 件を含む計 5 件を区職員が目撃していた。</p> <p>○遺体を発見したケースワーカーは、警察官が駆けつけるまでの間に B 容疑者から「預かっていた」と告げられ、A さんの財布や通帳、運転免許証などを渡された。B 容疑者は府警に「金の管理を任されていた」と説明。</p> <p>○捜査 1 課によると、B 容疑者は A さんの遺体が見つかった直後の同月 21 日午後、区役所の相談室に A さんの弟（62）を呼び出し、現金約 11 万 7 千円を脅し取ったとして、恐喝容疑で昨年 12 月に逮捕。相談室では、「（警察や弁護士に）一切の異議の申出をしない」などとする誓約書を作って署名・指印させ、金額欄が空白の領収書を渡して脅した疑い。B 容疑者は、「役所で話したことは事実だが文面が違う」と供述しているという。</p>	<p>朝日新聞デジタル 「殺害された男性に 11 回暴行容疑、隣人の男を逮捕 区職員の面前でも」 2023/1/4 配信</p>

<p>3 中区による報道機関への説明</p>	<p>○市が 10 日、記者会見を開いた。区長は「疑問の残る対応が一部あった」と述べ、組織的な判断が不十分だったという見解を示した。</p> <p>○市は、区役所内や区職員の面前で行われたとされる暴行行為について「いざこざの範囲と認識していた」と説明。区長は「担当職員は当初、暴行事案とは認識しておらず、記録も残さなかった。上司や警察に相談する必要性を検討すべきだった」とし、ケースワーカーら個人ではなく「組織として判断するようにしたい」と話した。</p>	<p>朝日新聞デジタル 「区職員の前での暴行「いざこざと認識していた」堺市中区長ら会見」 2023/1/10 配信</p>
<p>4 中区役所説明内容への指摘</p>	<p>○2 人の関係性は、区役所は「お互い支え合っていた相互扶助の関係」と説明しているが、取材では、B 容疑者が A さんの通帳やキャッシュカードを管理する“金銭支配”をしていた。</p> <p>○区役所の職員が目撃した暴行は、単なるいざこざで小突いた程度という認識だが、捜査幹部によると防犯カメラに明らかに A さんに暴行しているのに、それを職員が見ている様子が映っていた。</p> <p>○暴行の目撃回数は、区役所は「5 回」と答えているが、その 5 回とは別に、飲食店のオーナーが、店で A さんが暴行を加えられていた様子を目撃。その場に職員が同席。</p>	<p>関西テレビ (報道 RUNNER) 2023/2/16 放送 2023/2/20 配信</p>
<p>5 中区役所への家宅捜索、第三者委員会の設置</p>	<p>○堺市中区役所の職員らが B 容疑者に対し、運転免許の取得費用として生活保護費を不正に支給していた疑いがあり、警察は 13 日、背任の疑いで中区役所に捜索に入った。</p> <p>○堺市は職員の対応を検証するために大学教授や弁護士といった専門家による第三者委員会を設置する方針を固めた。</p>	<p>NHK NEWS WEB 「隣人殺害事件で対応検証へ 堺市が第三者委の設置方針固める」 2023/3/13 配信</p>
<p>6 職員の書類送検</p>	<p>○堺市中区役所で生活保護を担当する 44 歳の課長補佐が、殺人事件の 10 日前に集合住宅の通路で A さんの肩をつかむなどの暴行を加えていた疑いがあることがわかった。A さんの部屋の鍵が見つからなくなり、課長補佐が対応していた。調べに対し「長時間対応させられ、いらいらして感情が高ぶった」などと供述。このため警察は 20 日、暴行の疑いで書類送検。</p> <p>○暴行事件の現場には課長補佐と A さんのほかに別の男性職員と B 容疑者がいた。現場の防犯カメラには当時の映像や音声が残っていて、課長補佐が A さんの肩を右手でつかんで上下に揺らす様子や A さんが自宅の玄関ドアを開けようとした際にドアを蹴って「じじい、何しとんねん」などとど</p>	<p>NHK NEWS WEB 「隣人殺害事件 生活保護担当堺市職員も男性に暴行か 書類送検」 2023/3/20 配信</p>

	<p>なりつけていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課長補佐を含む生活援護課の職員 4 人は去年 6 月、B 容疑者に対して就職に必要な運転免許の取得費用として生活保護費 26 万円余りを不正に支給していたとして背任の疑いで書類送検。容疑者の要求に応じて支給に必要な書類を提出させていたとみられる。 ○書類送検された係長は当時、B 容疑者に対応し、雇用される企業の証明が必要だとしたうえで、「内定が決まっているなら B さんが書いてください、信じていますから」と伝え、その場で紙とペンを渡して書類を書かせた。 ○この書類には、容疑者が 2 年余り前に内定を得たものの一度も入社していない会社名が書かれていたほか、会社側の署名には無関係の人の名前が記載されていた。 ○係長は「こんな証明書で上司の決裁が下りるのか心配したが、すんなり通って拍子抜けした。無理にでも急いだ理由は容疑者が就労することにより関係を解消できると思った」と話しているという。 ○課長と課長補佐は容疑を否認し、課長は「必要書類が整っており、支給条件にあっていたので、背任とは思っていない」と話し、課長補佐は「罪に問われるようなことはしていない。支出は正当なものだった」と話しているという。 	
--	---	--

● 本事案の報道において、有識者からの指摘として掲載されたものは次のとおり。

有識者	指摘内容	参照報道
<p>花園大学 吉永純 教授</p>	<p>○「暴力的な楠本容疑者をケースワーカー（職員）が一人で背負い込む形だったのではないのでしょうか。これを防ぐためには、警察や弁護士などの専門家の力を借りて、組織的に対応するのが基本です」</p>	<p>関西テレビ （報道 RUNNER） 2023/2/16 放送 2023/2/20 配信</p>
<p>立命館大学 桜井啓太 准教授</p>	<p>○「不当な要求があった場合には一人で対応しないのが原則で、組織的にどう対応していくか考える必要がある。今回の事件では、職員に対する威圧的な対応や受給者どうしのトラブルなど、担当者が個人で対応できるレベルを超えており組織としての対応や警察との連携が必要だった」</p> <p>○「人々の生活を守る最後のセーフティーネットである生活保護制度につながっていたにもかかわらず命を落としてしまったのは非常に重たいことで、これまでの対応や経緯をしっかりと検証してほしい」</p>	<p>NHK NEWS WEB 「隣人殺害事件 生活保護担当堺市職員も男性に暴行か 書類送検」 2023/3/20 配信</p>